

第99回サービス統計・企業統計部会（書面開催）議事結果

1 日 付 令和2年6月15日（月）～6月22日（月）

2 審議参加者

【委員】

椿 広計（部会長）、宮川 努

【臨時委員】

成田 礼子、宇南山 卓、菅 幹雄

【調査実施者】

総務省統計局統計調査部経済統計課

経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室

3 議 事 経済センサス-活動調査及び個人企業経済調査の変更について

4 議事の状況

「新型コロナウイルス感染症対策の総務省対処方針」（令和2年5月25日最終改正、新型コロナウイルス感染症総務省対策本部決定）において、「総務省主催の（略）有識者会議については、緊急事態宣言解除後、当面の間、できる限り遠隔開催により行う。」と定められたことに伴い、第99回サービス統計・企業統計部会は、資料1及び2に基づき、書面開催として行われた。

今回は、これまでの部会審議を踏まえ、部会長作成の「経済センサス-活動調査及び個人企業経済調査の変更にかかる答申について（案）」（以下「答申（案）」という。）及び「経済センサス-活動調査及び個人企業経済調査の変更計画の審議の際に出された意見について（案）」（以下「部会長メモ」という。）について、審議が行われた。

その結果、答申（案）については、本部会に出席した全ての所属委員から賛同が得られたことから、令和2年6月25日（木）開催予定の第152回統計委員会に報告することとされた。また、部会長メモについては、委員からの意見を踏まえ、「新型コロナウイルス感染拡大を踏まえた対応」の項について、一部修正を行った上で、答申（案）と合わせて、委員会に報告することとされた（修正後の部会長メモは、別紙1のとおり。また、委員から提出された意見・質問と、それに対する調査実施者の回答は、別紙2のとおり）。

経済センサスー活動調査及び個人企業経済調査の変更計画の審議の際に出された意見について（案）

・ プロファイリング活動（政府統計に関するオンライン回答サポート）の活用について

経済センサスー活動調査（以下「本調査」という。）において、プロファイリング活動を活用することについては、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成30年3月6日閣議決定。以下「第Ⅲ期基本計画」という。）で示された方向性を踏まえたものであることから、適当といたしました。

一方で、本調査以外の大企業を調査対象とした公的統計調査において、プロファイリング活動とは異なる調査方法で調査が行われた場合、プロファイリングによる情報収集へのクレーム、ひいては非協力に繋がるのが想定されます。さらに、大企業の報告者負担軽減に資するためにも、全府省の大企業を調査対象とする統計調査において、今後、プロファイリング活動の活用を府省横断で行う必要があると考えます。

・ 立入検査等の運営について

本調査において、立入検査等を導入することについては、統計改革推進会議最終報告書（平成29年5月）や第Ⅲ期基本計画でも掲げられていた事項であり、統計精度の向上を図る観点から、適当といたしました。

一方で、具体的な実施方法については、関係府省による検討の結果を踏まえて本調査においても定めるとされていることから、立入検査等の実施に際しては、報告者の納得のいく運営にすべきであり、対象事項や対象企業等の基準を定めるとともに、実施方法を具体的に定めることにより、透明性を高める必要があるとの意見も出されました。

立入検査等については、本調査に限らず、基幹統計調査全般に関わることから、関係府省による検討状況を、施行状況報告等の場も活用しながら、適宜、統計委員会に報告していただく必要があると考えます。

・ 新型コロナウイルス感染拡大を踏まえた対応について

今年度は、新型コロナウイルス感染症の経済への影響が大きく予測されるため、本調査の調査実施年の延期や、今年度政府が実施する経済支援策の把握のための調査項目の追加等の必要性について、意見が交わされましたが、新型コロナウイルス感染症の経済への影響がいつまで継続するか先が見えない状況にあり、SNAやSUTのベンチマークとする基準年の経済状況をみて恣意的に変更すべきでないとの意見から、今回は計画どおり調査を実施することが適当といたしました。

一方で、この異常といえる時期の結果を日本経済の構造を捉えた結果とみなすことについては、慎重な対応が必要であることから、2020年実績を調査する経済センサスー活動調査を用いた基本表からの構造変化を部分的に反映させた中間年次を対象とした参考値を作成・公表することになった場合や、経済センサスー活動調査のデータを使って加工統計を作成する際に、通常の手続に加えて考慮すべき要素を丁寧に説明していくこと等、今後、本調査結果を加工統計に利用する際には、適切な対応を行う必要があると考えます。

また、この課題については、多くの統計で必要な対応を体系的かつ整合的に行う必要性が生じる可能性があります。このため、第150回統計委員会における委員長から内閣府への要請に基づき、内閣府から報告があった段階などにおいて、統計委員会で議論いただくことを希望します。

以上、報告します。

令和2年6月〇日

サービス統計・企業統計部会長
椿 広計

第 99 回サービス統計・企業統計部会

配布資料の内容等に対する質問・意見及び回答

委員等お名前	宮川 努
--------	------

配布資料 資料番号	ページ	委員の御質問・御意見	府省庁の回答
		文案に特に異議はありません。	(事務局からの回答) ご賛同いただき、ありがとうございました。

委員等お名前	菅 幹雄
--------	------

配布資料 資料番号	ページ	委員の御質問・御意見	府省庁の回答
2	1	「延長表」という表現は私が申し上げたものですが、基本表の構造をベースに延長推計した表（例えば経済産業省の「延長表」）であると誤解される可能性があると感じました。私の発言の趣旨は「基本表からの構造変化を部分的に反映させた産業連関表」というものです。中間年次について基本表と同じレベルの表を推計することは到底困難であると考えられます。ただし、特に大きな構造変化が起きたと考えられるセルに関する情報を重点的に収集し、それを反映させて推計することは可能であると考えられます。適切な表現がなかなか思い浮かばないのですが、「ポストコロナ表」はいかがでしょうか？	(事務局からの回答) 御指摘いただいた点を踏まえ、部会長とも御相談の上、修正案を作成しましたので、再度御提示します。

委員等お名前	成田 礼子
	宇南山 卓

配布資料 資料番号	ページ	委員の御質問・御意見	府省庁の回答
1	3③ 5	(成田臨時委員からの御意見) 商業マージンを把握することが重要であるため、卸売業・小売業の副業企業においても商品売上原価を調査事項として追加したが、副業企業の定義を決めていないため、今後の課題として、副業企業の定義を決めるべきであると思うがどうか。	現在の整理では、商品売上原価の把握に当たり、主業以外に卸売業・小売業の収入がある企業を卸売業・小売業の副業企業と整理しております。ここからさらに細分化した定義を定めると、調査実施者側としては、卸売業・小売業の副業企業の範囲が狭まるため得られる情報が少なくなり、また、報告者側としては、自らが卸売業・小売業の副業企業に該当するか否かの判断を求められるため負担の増加になるものと考えられることから、現在の整理を維持したいと考えております。
		(宇南山臨時委員からの御意見) 成田臨時委員のご意見について、趣旨としては賛同するが、多様な企業が存在しており取引形態なども類型化は容易ではないと思われる。そのため、厳密な定義を定めてしまうことでむしろ情報が減る懸念がある。今回収集される情報の分析などを踏まえて、定義をするべきかどうかも含めて柔軟に判断していくのが望ましいと考える。その意味で、現状の整理でよいのではないかと考える。	
		(成田臨時委員からの再意見) ご回答内容ですと私が副業企業の定義を決めるべきであると提案したことに関するご回答ではないので、再度提出させていただきます。 現在ですと売上高に占める割合が20%程度あっても、主業の次の割合でない場合は、副業に該当しないのですが、20%程度だと重要性があるため、売上高に占める一定の割合以上の事業については、副業と定義することとしてはどうかのご提案です。したがって、定義を定めることにより、副業企業の範囲を狭めることにはならず、一定規模以上の事業については把握できるようになると思います。また、報告側にとっても、例えば売上高の10%以上とするなどの基準であれば、判断に当たり負担にはならないものと考えております。	複数の（産業）分類項目に該当する経済活動が行われている場合、企業全体の売上（収入）金額に占める割合が最も大きな活動を「主業」とし、主業以外の活動を、金額規模や企業全体の売上（収入）金額に占める割合の多寡にかかわらず、全て「副業」と整理しています。（2番目に大きな経済活動だけでなく、3番目以降の経済活動についても、その企業における副業となります。） このため、少額であっても卸売の商品販売額又は小売の商品販売額に記入がある場合には、商品売上原価を記入していただく整理となっております。